

労災保険の治療はいつまで？

問 半年ほど前、当社にて労災事故が発生しました。負傷した労働者は現



在も治療を継続しています。ところで、労災保険はいつまで治療を認めていますか？

答 労災保険は、労働者が業務または通勤が原因で傷病を被った場合、必

要な療養の給付を行っています。労災保険における給付は、傷病が「治ゆ」（症状固定）し、療養を必要としなくなるまで行われます。労災保険における「治ゆ」（症状固定）とは、健康時の状態に完全に回復した状態のみでなく、傷病の症状が安定し医学上一般に認められた医療を行っても傷病の症状回復、改善が期待できなくなった状態も含みます。なお、医学上一般に認められた医療とは、基本的に健康保険に準拠した労災保険の療養の範囲として認められたものであり、実験段階、研究過程の治療方法は該当しません。したがって、傷病の状態が投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合などの症状が残っている場合

であっても医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」（症状固定）としています。

傷病が「治ゆ」（症状固定）と認められたときに器質的障害、機能障害及び神経症状等の障害が残ることがあります。これらの身体障害が障害等級表に定める障害に該当する場合に障害（補償）給付の対象となり、その程度に応じて給付されることとなります。

「治ゆ」（症状固定）と判断されるケース（事例1）

切創の創面が癒着した場合または骨折で骨癒合した場合に「痛み」などの症状が残っているが、その症状が安定した状態になり、その後の治療を継続的に行っても改善が

期待できないとき。

（事例2）

骨癒合後の機能回復療法として、リハビリ等を行っている場合に、治療施行時にはある程度改善されるが、数日経過すると元の状態に戻るといった経過が一定期間みられるとき。

（事例3）

腰部捻挫による腰痛症の急性症状は消退したが、「痛み」など慢性症状が持続している場合であっても、症状が安定し、その後治療を継続しても改善が期待できなくなったとき。

なお、傷病がいったん「治ゆ」（症状固定）と判断された後に症状が悪化し、次の①～③のいずれ

れの要件も満たす場合には「再発」として療養（補償）給付を受けることができます。

①その症状の悪化が当初の業務上または通勤による傷病と相当因果関係があると認められること
②「治ゆ」（症状固定）時の状態からみて明らかに症状が悪化していること。

③療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること。

「治ゆ」（症状固定）につきましては、個々に判断をしています。疑問点などございましたら、労働基準監督署までご照会ください。

名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係（方面） 052-961-8653
安全衛生課 052-961-8654
労災課 052-961-8655